

食品安全委員会第 389 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 7 月 7 日（木） 14：00～14：51

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に基づく組換え DNA 技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保に支障がないものとして基準を定めることについて

（農林水産省からの説明）

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「熔成汚泥灰けい酸りん肥」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「熔成けい酸りん肥」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「化成肥料」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

- ・農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 23 年 4、5 月分）について

(5) 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 3、4 月分）について

(6) 食品安全委員会の 6 月の運営について

(7) その他

4. 出席者

（委員）

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

（説明者）

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、
新本リスクコミュニケーション官、本郷情報・緊急時対応課長、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 食品健康影響評価について

資料 2 - 1 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈熔成汚泥灰けい酸りん肥〉

資料 2 - 2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈熔成けい酸りん肥〉

資料 2 - 3 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈化成肥料〉

資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈メタラキシル及びメフェ
ノキサム〉

資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピリダリル〉

資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 23 年 4、5 月分）について

資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 3、4 月分）について

資料 6 食品安全委員会の 6 月の運営について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 389 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、農林水産省から池田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

なお、先日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いいたします。

○栗本事務局長 先日、1 名の異動がございました。

7 月 4 日付で、勧告広報課長が原嶋から北池にかわりましたので御紹介いたします。

○北池勧告広報課長 北池です。よろしく願いいたします。

○小泉委員長 それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 389 回会合）議事次第」に従
いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第と座席表のほかに、資料の1「食品健康影響評価について」、公文です。

資料2-1「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈熔成汚泥灰けい酸りん肥〉」。

それから、資料2-2「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈熔成けい酸りん肥〉」。

資料2-3「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈化成肥料〉」。

資料3-1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈メタラキシル及びメフェノキサム〉」。

資料3-2「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピリダリル〉」。

資料の4「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成23年4、5月分）について」。

資料の5「食品安全モニターからの報告（平成23年3、4月分）について」。

資料の6「食品安全委員会の6月の運営について」。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいですか。

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産大臣から7月5日付で、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に基づき組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について、安全性の確保に支障がないものとして基準を定めることについて、食品健康影響評価の要請がありました。

農林水産省の池田畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○池田畜水産安全管理課長 農林水産省の池田でございます。よろしくをお願いいたします。

ただ今委員長から御説明いただきましたが、本日は GMO に関する食品健康影響評価ということで、御意見を伺いたいと思っております。

内容につきましては、別紙、2 枚目をごらんいただけますでしょうか。

この 2 番に、農林水産大臣が新たに定める基準の趣旨というところがございしますが、ここに繰り返しになりますけれども、書いてございます。

2 のところですが、専ら食品に利用されることのみを目的にしている GMO につきましては、当然食品の健康影響評価を受けるわけですが、飼料に使うということを目的にしているものについては、飼料の安全性について確認をしないという事態が出てきます。こういったものについては、万一、飼料に含まれていたとしても、また含まれるような事態があったとしても、その飼料がほかの安全性が確認されている飼料と同様の安全性の確認ができていたというような基準を定めていこうということを考えているわけでございます。

2 番の 1 つ目の丸のところでありますけれども、何でそういうことを考えたかといいますと、食品専用の GM 農作物、これは飼料として流通、利用されないということが前提ですから、GM 飼料としての安全性の確認は行いません。ただし、最近いろいろと食品リサイクル等々ございまして、例えばお弁当を飼料として豚に給餌するとか、そういうことがありますので、こういった食品専用の GM 農作物が、食品残渣に混入して家畜が摂取すると、そういった可能性が全くないとはいえないということが事の発端であります。

一方、2 つ目の丸以降ですけれども、GM 飼料を給餌された家畜に由来する畜産物を摂取する人の健康影響の評価、これにつきましては次のページになりますけれども、幾つかの評価の考え方をお示ししていただいております。

そこに①、②、③ございしますが、例えば当該遺伝子組換え飼料もしくは飼料添加物中に組換え体由来の新たな有害物質が生成され、こういったものが畜産物中に移行する可能性であるとか、あるいは 2 番目、こういった遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性。あるいは③ですけれども、遺伝子組換えに起因する成分が、今度は家畜の代謝系に作用して新たな有害物質を産生する可能性と、こういった観点について評価するとされております。

ですから、これらの可能性がないと考えられる場合には、食品健康影響評価は必要ないとしていただいているわけですが、実際どういうふうになっているかというのと、この (a) と (b) を勘案した上で、個別にその事案を検討して評価の対象にするかしないかということを考えていただいているということでございますが、その 1 つは、この (a) ですが、一般的にはその挿入された遺伝子もしくは遺伝子によって産生されるタンパク質、これが畜産物中に移行するということが報告されて

いないといったことによつて、通常安全性上の新たな問題は生じないだろうと一般的に言われている。あるいは (b) のところですがけれども、食品として安全性評価が終了した遺伝子組換え食品、これは既にその遺伝子がつくるタンパク質、これの安全性が評価されているということですから、その成分が家畜において有害物質に変換・蓄積されるといったことを疑う合理的理由がない限り、畜産物の安全上の問題はないといったことを勘案しながら、個別に安全性の評価の必要性についても判断をしてきているということでございます。

こういった考え方により、食品専用の GM 農作物については、食品の安全性が確認されていれば、これが仮に食品残渣として混入して、それを給餌した家畜、それから生産された畜産物を摂取した人の健康に影響に支障を及ぼすということは考えにくいであろうと。

こういったことから、最後の丸になりますけれども、食品専用 GM 農作物については、我が国において食品として安全性が確認されているということを前提といたしまして、飼料としての安全性の確保に支障がないといったことで基準を定めたいと思っているわけでございます。

定めたいと思っています基準の内容は、1つは「基準の対象となる農作物」、これは飼料としての安全性が確認はされていないけれども、それそのものが飼料の用に供することを目的とされていない、こういったものを含む飼料であると。

「基準」は、我が国において、そういった農作物が、食品としての安全性が確認をされているということを前提として、これらのものについては飼料としての安全性の確保に支障がないというものを定めたいと思っております。

4番目、今後の方向にございますけれども、これにつきましてはなお書き以降ですけれども、現在想定されるのはパパイヤリングスポットウイルス抵抗性のパパイヤのみでございますが、これがもともとこの問題を検討する発端となったわけですが、こういったものについて今後、基準を適用していきたいと考えております。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただ今の農林水産省からの説明を聞いた限りにおきましては、本件については飼料として利用されない農作物が食品残渣に混入し、飼料に再利用され、家畜が摂取する可能性を否定できないことから基準を定めるということですが、現時点において基準の対象となる農作物として想定されるのは、パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統です。

パパイヤ 55-1 は、食品として人の健康を損なうおそれはないと食品健康影響評価がなされております。その評価結果では、新たな有害物質が産生されるおそれはないとされております。そのため、食品残渣に混入したパパイヤ 55-1 を摂取した家畜由来の畜産物に安全上の新たな問題が生じることは考えられないことから、人の健康に及ぼす影響は変わるものではないと考えられます。

したがって、この基準を定めて、パパイヤ 55-1 にこれを適用する場合に限り、食品健康影響評価を行う必要のない場合として、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、事務局は手続をお願いいたします。

池田課長、どうもありがとうございました。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。まず担当委員の熊谷さんから説明をお願いいたします。

○熊谷委員 それでは、まず熔成汚泥灰けい酸りん肥です。資料 2-1 の 3 ページ目の要約の内容を中心に説明します。

この肥料は、下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融して製造されるもので、農林水産大臣から普通肥料としての公定規格の設定に係る食品健康影響評価の要請があったものです。

今回の評価は、平成 16 年 3 月 18 日に食品安全委員会です承されました「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」に基づいて、肥料の原料、製造工程、重金属類含有量などに関する資料を検討し、本肥料中に含有される可能性があると考えられる重金属類について評価を行いました。

その結果、ひ素及びニッケルにつきましては、植物に対する毒性が強く土壤中の濃度が上昇した場合に植物の生育が阻害されるため、高濃度に蓄積した農作物を摂取する機会は非常に低いと考え

られました。また、普通肥料に由来する量では過剰障害が生じる濃度にまで土壌中の濃度を上昇させないこと、またクロム、水銀、鉛は植物に吸収されにくいことから、本肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じて、これらの重金属類による健康被害を生じる可能性は極めて低いと判断しました。

一方、本肥料におけるカドミウムにつきましては、農作物を汚染する可能性があるということから、土壌汚染の程度を指標として試算を行いました。その結果、本肥料を最大施用量で1年間施用し、肥料中のカドミウムがすべて土壌に吸着したと仮定しても、農用地中のカドミウム平均濃度をほとんど増加させないと判断しました。

以上のことから、本肥料が適切に使用される限りにおきましては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えました。

次に、熔成けい酸りん肥です。資料2-2の3ページ目の要約の内容を中心に説明します。

本肥料は、りん鉱石にけい石、石灰石、塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したりん酸質肥料で、今回、農林水産大臣から、原料としてマンガン含有物及びほう酸塩の使用を認める公定規格の変更に係る食品健康影響評価の要請があったものです。

本肥料につきましても、先ほどと同様な考え方に基つきまして、重金属類について評価を行った結果、本肥料を施用することによって、ひ素、ニッケル、クロム、チタン、水銀、鉛による健康被害を生じる可能性は極めて低く、また農用地中のカドミウム平均濃度をほとんど増加させないと判断しました。

以上のことから、本肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられます。

最後に化成肥料です。資料2-3の3ページ目の要約の内容を中心に説明します。

この肥料は、化学的操作を加えて生産される普通肥料で、今回、農林水産大臣から、原料として熔成汚泥灰複合肥料の使用を認める公定規格の変更に係る食品健康影響評価の要請があったものです。

この肥料につきましても、ただ今御説明しました2つの肥料と同じような考え方に基つき評価を行いました結果、本肥料を施用することによって、ひ素、ニッケル、クロム、水銀、鉛による健康被害を生じる可能性は極めて低く、また農用地中のカドミウム平均濃度をほとんど増加させないと判断しました。

これらのことから、本肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられました。

これらの詳細につきましては、事務局から説明願います。

○坂本評価課長 それでは、資料2-1から2-3に基づきまして補足の御説明をいたします。

まず、資料2-1をお願いいたします。

このものの2ページをお願いいたします。先ほど熊谷先生から御説明いただきましたように、審議の経緯にありますように、昨年12月に食品健康影響評価について要請がございました。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

Iの評価対象肥料の概要でございます。

こちらの1.の公定規格の設定内容及び経緯でございますように、熔成汚泥灰けい酸りん肥は、下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融して製造されるりん酸質肥料ということでございます。

その下の2.の原料及び製造方法の方で試作製品における原料の使用割合が示されております。

そして、5ページの3.といたしまして、このものの試作製品の施用方法についての表が表2としてございます。

5ページの半ばから、IIとして安全性に係る知見の概要がございます。

こちらの1.にありますように、この肥料につきましては、肥料原料である下水汚泥焼却灰の特性を考慮いたしますと、肥料原料由来の重金属類による影響について検討する必要があると考えられたということです。

試作製品における主な重金属の含有量の調査結果が、表3としてございます。

めくっていただきまして6ページには、2.といたしまして栽培試験の概要がございます。3試験行われておりますが、植物への有害影響は3試験ともなしという結果でございました。

IIIの食品健康影響評価では、この肥料に含有される可能性があると考えられます重金属類について評価が行われております。

まず1.では、ひ素、ニッケル、クロム、水銀及び鉛について検討されております。検討の内容は、先ほど熊谷先生から御説明いただいたとおりでございますが、②では普通肥料に由来するクロム、水銀及び鉛について検討されておまして、植物に吸収されにくいと考えられるということが記載されております。

そして、「以上のことから」というところになりますが、本肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じてこれらの重金属による健康被害を生じる可能性は極めて低いという判断でございます。

2.がカドミウムについてです。カドミウムは、農作物を汚染する可能性があることから、土壌

汚染の程度を指標としての試算が行われております。

試算の結果につきましては、次の7ページに表5がございます。

この結果から、本肥料に由来するカドミウムは、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウム平均濃度をほとんど増加させないという判断でございます。

3. の食品健康影響評価につきましては、熊谷先生から御説明いただいたとおりでございます。

次の資料の2-2をお願いいたします。

熔成けい酸りん肥というものについて、公定規格を変更しようというものでございます。

表題のところに括弧書きでありますように、原料としてマンガ含有物及びほう酸塩の使用を認める公定規格の変更をしようということでございます。

こちらにつきましても4ページをお願いいたします。

このもの、熔成けい酸りん肥は、りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したりん酸質肥料ということでございます。

今回、原料として、マンガ含有物及びほう酸塩の使用を認めようということです。

2. 原料及び製造方法のところでは、この肥料の試作製品における原料の使用割合が表1として示されております。

次の5ページに、施用方法について、3. の表2に示されています。

5ページの下の方、II. の安全性に係る知見の概要でございますが、1. にありますように、マンガ含有物等の肥料原料の特性及び製造工程を考慮すると、このものにつきましても肥料原料由来の重金属類による影響について検討する必要があると考えられております。

めくっていただきました6ページの上の方に、表3といたしまして試作製品における主な重金属類の含有量が示されております。

その下の2. といたしまして栽培試験の概要がございますが、表4にありますように3試験行われておりまして、3試験とも植物への有害影響はなしという結果でございました。

IIIの食品健康影響評価では、この肥料に含有される可能性があると考えられる重金属類について評価を行っております。

1. は、先ほどと同様にひ素、ニッケル等について検討されております。

次の7ページの上の方の②としては、先ほどになかったものとしてチタンがございますが、チタンにつきましても植物に吸収されにくいと考えられるとされております。

7ページの2. にカドミウムについて記載がございます。このものについても、土壤汚染の程度を指標としてカドミウムに関する試算があります。

結果、表5にございますが、本肥料に由来するカドミウムは、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウム平均濃度をほとんど増加させないと判断されております。

3. の食品健康影響評価につきましては、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおりでございます。

資料2-3は、化成肥料に関する肥料評価書です。資料2-3の4ページをお願いいたします。

I の評価対象肥料の概要の1. 公定規格の変更内容及び経緯でございます。評価対象であります化成肥料は、化学的操作を加えて生産される普通肥料ということで、今回、使用できる原料としまして熔成汚泥灰複合肥料の使用を認めようということで、食品健康影響評価を求められたということです。

その下に、2. といたしまして原料及び製造方法がございます。

この肥料は、りん酸液と熔成汚泥灰複合肥料を混合・化学的操作を加えた後、塩化加里、りん酸液を加えて製造するというものです。

次の5ページに、施用方法が上の方に表2として示されております。

そして、IIの安全性に係る知見の概要ですが、肥料原料由来の重金属類による有害影響について検討する必要があると考えられております。したがって、表3では、この試作製品における主な重金属類の含有量が示されております。

2. の栽培試験の概要でございますが、表4にありますようにコマツナでの試験では植物への有害影響はなしという結果でございました。

6ページから、IIIといたしまして食品健康影響評価がございます。この肥料に含有される可能性があると考えられる重金属類について評価が行われておりまして、1. ではヒ素、ニッケル、クロム、水銀及び鉛について、2. ではカドミウムについて検討されております。

カドミウムにつきましては、土壤汚染の程度を指標として試算が行われております。

試算結果は、表5にありますが、由来するカドミウムは、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウム平均濃度をほとんど増加させないという判断です。

3. の食品健康影響評価については、前のものと同様です。

以上の3件につきましては、本日の委員会終了後、8月5日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御

意見・御質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○畑江委員 最近、場所によっては下水汚泥から放射性物質が検出されることがありますけれども、そのような場合、汚泥に対して何か対応策があるのでしょうか。

○小泉委員長 はい、どうぞ。

○坂本評価課長 6月下旬に農林水産省が、汚泥中の放射性セシウムの取り扱いに関しまして、汚泥肥料の原料汚泥については、放射性セシウム濃度が 200 Bq/kg 以下のものに限定するようという趣旨の通知を出したと聞いております。

○畑江委員 ありがとうございます。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○村田委員 今の汚泥というか、2-1の肥料のつくり方を見ると、途中で熔融ということで、1,400℃ぐらいの非常に高温にしているという操作があるので、ここで重金属の飛ぶようなものはほとんどなくなってしまうと考えてよろしいのでしょうか。あと2-2のときにも同じような工程がありますけれども。

○坂本評価課長 今の御指摘の資料2-1ですと、5ページの上の方に図の1、製造工程の概要がございまして、先生御指摘の熔融のところ、上の方に排ガス、それから下の方で熔融メタルとありますので、ここで飛ぶものは飛び、下に金属として回収できるものは回収されるという工程と聞いております。

○村田委員 それでひ素とか、そういうのはほとんどそれでなくなると理解してよろしいわけですか。

○坂本評価課長 重金属類のデータとしては、試作製品について表3で原料と製品とありまして、原料についてそれぞれ値が、このときの原料ということになりますが、それに対して試作製品ではこの程度になったという情報をいただいているということになります。

○村田委員 ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

それでは、本3件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 続きまして、次の議事に移ります。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。

農薬2品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、農薬専門調査会における審議が終了しております。

事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料3-1と3-2に基づきまして御説明いたします。

資料3-1は、メタラキシル及びメフェノキサムという農薬の評価書でございます。

表紙にございますように第2版ということで、2回目の食品健康影響評価になるものでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

資料の5ページの上の方に、注)とございますが、「メフェノキサム」は「メタラキシル M」の別名でございまして、この評価書の中においては、ISO名に従いまして「メタラキシル M」という表記で統一をされております。

少しめくっていただきまして、10ページをお願いいたします。

10ページの6.に構造式がございますように、メタラキシルというものはD体とL体が1対1のラセミ体ということでございます。メタラキシルMはD体ということですよ。

その下の 7. の開発の経緯にありますように、このものは殺菌剤の一種ということです。今回、魚介類への残留基準値の設定、それからしゅんぎく、セロリ等へのインポートトレランスの設定の要請があったということでございます。

2 回目の食品健康影響評価でございますので、前回からの主な修正点を御説明いたします。11 ページをお願いいたします。

11 ページの II の安全性に係る試験の概要の中の 1. の動物体内運命試験につきまして、最近の評価書の記載に合わせた記載の整備を行っております。

この 11 ページの下の方の b. といたしまして、吸収率の項目を起こしております。メタラキシル M とメタラキシルの吸収率について、それぞれ 37%以上及び 48%以上と算出されたということ、こちらに記載しております。

それから、13 ページには、(2) としてメタラキシルについての整理がございます。

①では、吸収の項目を新たに起こしております。こちらでは、胆汁中排泄及び腸肝循環試験の結果から、投与後 24 時間における吸収率では 92~95%と推定されたということを追記しております。

14 ページの下の方から 2. といたしまして植物体内運命試験がございます。少しめくっていただきまして、17 ページをお願いいたします。17 ページの (6) として、水稻に関してメタラキシル M の項目が追加されております。

こちらの試験成績では、収穫期玄米中の残留放射能は 0.001% TRR 未満だったということがございます。この試験では、特に新しい代謝物も認められておりません。

さらに、数枚めくっていただきまして 24 ページをお願いいたします。半ばから少し下のところに、6. といたしまして作物等残留試験がございます。こちらで新たなデータの追加に伴う記載整備を行っておりまして、(2) の魚介類における最大推定残留値、この項目を新設しております。

その次のページ、25 ページですが、(3) の推定摂取量につきましては、新しいデータで再検討した上で、表 13 の推定摂取量の表につきまして修正しております。

さらにめくっていただきまして、44 ページに食品健康影響評価がございます。

追加されました情報に関しまして、記載整備が行われております。44 ページの下の方に、暴露評価対象物質についての記載がございますが、魚介類につきましても農産物と同じく親化合物のみと設定されております。

ADI につきましては変更ございません。ADI はこの 44 ページの下の方でございますように、0.022 mg/kg 体重/日という設定でございます。

続きまして、資料の 3-2 をお願いいたします。

資料の3-2は、ピリダリルという農薬の評価書でございます。

こちらは表題でございますように第5版ということで、5回目の食品健康影響評価になります。

9ページをお願いいたします。9ページ、下の方の7.の開発の経緯にありますように、このものは殺虫剤の一種です。我が国では2004年に農薬登録されておまして、今回、魚介類の基準値設定の要請があったということでございます。

前回からの主な修正点でございますが、少しめくっていただきまして16ページをお願いいたします。

真ん中辺からの6.の作物等残留試験の(2)魚介類における最大推定残留値、この項目が追加されております。魚介類における最大推定残留値は0.16 mg/kgという推定でございます。

次のページの17ページ(4)の推定摂取量につきましても、新たなデータも含めて検討し直して、表6を修正しております。

さらにめくっていただきまして、29ページから食品健康影響評価がございます。魚介類に関する記載の追加等の修正をしております。

30ページに暴露評価対象物質に関する記載がございますが、魚介類につきましては農産物と同じく親化合物のみと設定されております。

ADIにつきましては変更ございません。ADIは32ページでございますが、0.028 mg/kg 体重/日と設定されております。

以上の2件につきましては、パブリックコメントの手続は行わずに、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、本2件につきましては意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちメタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量を0.022 mg/kg 体重/日と設定する。ピリダリルの一日摂取許容量を0.028 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（平成 23 年 4、5 月分）について

○小泉委員長 続きまして、「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 23 年 4、5 月分）について」です。

事務局から報告をお願いします。

○新本リスクコミュニケーション官 資料の 4 に基づきまして、御報告をいたします。

まず 4 月の問い合わせ件数は 350 件ということで、うち 8 割は放射性物質関連で 290 件になっています。

ちなみに、過去 6 カ月の問い合わせ件数の推移を載せていますけれども、2 月までは大体月 50 件、60 件程度でしたけれども、3 月が 418 件ということで、4 月は 350 件というような状況です。

めくっていただきました 2 ページ目が 5 月分です。5 月の問い合わせ件数は 216 件ということで前月よりは減っていますが、依然としてたくさんの問い合わせをいただいています。内訳として最も多いのは、138 件が放射性物質関連ということで、約 6 割を占めています。

その内容といたしましては、内訳のほうにも書いていますけれども、3 月の緊急とりまとめの内容、ワーキンググループの状況についての問い合わせ、また管理関係では、暫定規制値の関係なり検査、それから出荷制限、さらには牛の移動制限に関する問い合わせなどが多くなっています。

このほか多かった案件といたしましては、食中毒関係で 5 月は 24 件をいただいています。これは 4 月の終わりぐらいから 0-111 なり、0-157 での食中毒事件でお亡くなりになった方も出たということもあって、比較的多くなっています。

めくっていただきまして、問い合わせの多い質問等ということで、件数的には放射線関連が多かったんですけれども、前回の 3 月分の報告の際に放射性物質と食品の安全性の Q&A については御報告させていただきまして、その後もホームページで必要に応じて更新をしていますので、今回は食中毒の関係で、腸管出血性大腸菌による食中毒についての委員会での取り組みについての問い合わせという形で、整理をさせていただいています。

回答といたしましては、食品安全委員会のほうでは、自ら評価として「食中毒原因微生物」の評価を行っていますけれども、この評価に向けた調査・審議の過程で、腸管出血性大腸菌については「リスクプロファイル」を作成してきています。平成 22 年の 4 月には疫学データや食品の汚染状況データなど、最新の知見をもとにこれを改訂いたしています。

この改訂にあわせまして、食品安全委員会のホームページ上で、肉やレバーなどの内臓の生食を避けることなどの注意喚起を行っているところです。

このほか平成 22 年度には、「科学の目で考える食中毒」と題しまして、サイエンスカフェを東京で3回開催していますし、各地方でも食中毒に関する意見交換会を各地で開催しています。そういった資料につきましては、ホームページで公開しているところで、東京で開催したサイエンスカフェにつきましては、その様子を動画で配信しているところです。ぜひご覧いただきたいということでございます。

バーベキューや焼き肉を楽しむ際の食中毒を防ぐ注意点といたしまして、購入後の低温保存などによる増殖を防ぐこと、それから調理の際の十分な加熱、さらには生肉を扱ったトングや箸を、焼き上がった肉やサラダなどを食べる時には使わないことなどについての注意点をお示ししています。

また特に乳幼児やお年寄りが食中毒にかかった場合には、重い症状になることがあるので、特に注意が必要だということです。

最後のページに、関連するホームページのアドレス、URL をつけています。リスクプロファイル、また情報提供ということで、キッズボックスという欄には、イラスト入りで、安全な加熱方法について示した資料でございます。

あと意見交換会の一番最後に載っております動画配信のところには、サイエンスカフェの様子がここからご覧になれるような形になっています。

この Q&A につきましては、食品安全委員会のホームページに掲載いたしまして、広く情報提供いたしたいと考えているところです。

以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○廣瀬委員 放射性物質のことについて1つお伺いしたいんですけども、今になってもまだこれだけ放射性物質に対する質問が多いというのは、皆様の御懸念が非常に強いものだと感じるんですけども、実際我々が質問の内容を見ても、基準が高過ぎる、やれもっと下げろだとか、子供の健康をどうしてくれるんだとか、非常に厳しい意見があるんですね。答えるほうも非常に大変だと思

うんですが、こういう方に電話なりメールでお答えして、それでその答えられた方はどの程度、そういう質問に対して納得しているのかということについて、ちょっとお伺いしたいんです。

○**新本リスクコミュニケーション官** まさに非常に関心の高い分野でございまして、いろいろ事実関係を丁寧に説明することで、知らなかったことを説明することによって、かなり安心して御理解いただける方もいらっしゃいますけれども、ただやはりできるだけ少なく、少なければいいというようなこともあって、どこまでなら大丈夫なのかというところが極めて気になって、その点では十分安心ということまでは、なかなか御理解いただけないという方も中にはいらっしゃるということで、私どももそういった問い合わせを踏まえて、Q&A については必要に応じて更新しているところです。状況としてはそういう形で、様々な反応があるという状況でございます。

○**廣瀬委員** 例えば非常に感情的になられる方とか、そういう方も中にはいらっしゃるんですか。

○**新本リスクコミュニケーション官** 特にお子さんがいらっしゃる方については、いろんな御心配で、感情的な形で問い合わせ、相談をされるという方も中にはいらっしゃるようです。ただ、中には丁寧に説明することで、安心される方もいらっしゃるという状況です。

○**廣瀬委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**小泉委員長** ほかに何か御意見ございませんか。
よろしいでしょうか。

(5) 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 3、4 月分）について

○**小泉委員長** それでは、続きまして「食品安全モニターからの報告（平成 23 年 3、4 月分）」についてです。

事務局から報告をお願いいたします。

○**北池勸告広報課長** お手元の資料 5 をお願いいたします。

食品安全モニターからの報告（平成 23 年 3 月、4 月分）でございます。

件数につきましては、3月で24件、4月で30件でございます。件数的には、3月、4月はほぼ
平年並みの数字で、数的には余り変動はございません。

内容につきましては、特に4月につきましては、先ほどの説明と同様の傾向でございますけれど
も、放射性物質関連が14件と大半を占めています。リスクコミュニケーション関係で分類してい
ますけれども、その中のものの大半も放射物質関連ということで、4月におきましてはほとんどが、
その放射物質関連が占めていたというような状況です。

1枚あけていただきまして、放射性物質に関するモニターからの報告内容です。ここに上げてい
ますように、乳幼児のことを含めていろんな形のことを言われているというような状況です。

4ページのところで、私ども食品安全委員会からのコメントといたしまして、3月29日の
とりまとめの内容につきまして掲載することと、あわせて「一方」から下のところございま
すが、今後「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ」を設置し、詳細な検討
を続けているというようなコメントを載せていきたいと考えているところです。

続きまして、6ページをあけていただけますでしょうか。

放射物質関連以外で関心の高かった内容としましては、トランス脂肪酸の関係がございます。3
例、載せていますけれども、これにつきましても食品安全委員会からのコメントを出しまして、7
ページのところに載っていますけれども、非常に関心の高い事案でもあるということで、ホームペ
ージ、メールマガジン等で迅速な情報提供に努めていきたいということを、載せていきたいと考
えているところです。

続きまして11ページ、リスクコミュニケーション関係です。

これにつきましても先ほど申しましたように、放射性物質に関するいろんなことが上がってき
ているという状況でして、その次の12ページでも食品安全委員会からのコメントといたしまして、
3月16日からホームページで食品中の放射性物質に関する情報提供を行っており、そのQ&Aとか、
その内容につきましては順次情報を更新しているところです。今後ともいろんな方々の意見を参考
にしながら、引き続き分かりやすい情報提供に取り組んでいきたいということと、あわせて委員長
からのメッセージにつきまして、下に載せさせていただいたところです。

それから、モニター関連で意見が出ていまして、特にモニター同士の情報交換の場を設定してほ
しいとか、モニター研修後の連絡方法、モニター同士の方々の意見を聞きながら進めたいという意
見が出ておまして、それにつきましてはコメントとして下のほうに書いています。今後どうい
う形でモニターの方々の交流のあり方ができるかにつきましては、課題として検討していきたいと考
えておりますし、モニター制度の充実に努めていきたいというようなコメントを載せていきたいと

考えています。

説明は以上です。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項つきまして、御質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(6) 食品安全委員会の6月の運営について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全委員会の6月の運営について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の6に基づきまして、6月の運営について御報告申し上げます。

まず食品安全委員会ですが、6月2日の委員会では、3品目について評価結果を通知しております。また研究及び調査の対象課題の案について決定されております。

それから、6月9日の委員会では、1品目について審議結果の報告があり、また2品目につきまして評価結果を通知しております。また、企画専門調査会からの審議結果報告といたしまして、運営計画のフォローアップの了承、そして運営状況報告の決定がございました。また、5月の運営報告、ドイツにおける腸管出血性大腸菌の発生についての報告がございました。

2ページでございます。

6月16日の委員会では、17品目について評価の要請がございました。また、4品目について評価の結果を通知しております。

6月23日の委員会では、2品目について評価の結果を通知しております。

6月30日の委員会では、1品目について評価の要請があり、6品目について評価結果を通知しております。

専門調査会ですけれども、6月3日に企画専門調査会、6月28日に添加物専門調査会、また農薬専門調査会では6月1日に評価第三部会、6月7日に評価第四部会、そして6月14日に第二部会、そして21日に評価第一部会、そして6月22日に幹事会が開催されております。動物用医薬品専門調査会が6月24日、それから肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会が6月6日、それから遺伝子組換え食品等専門調査会が6月27日、そして新開発食品専門調査会が6月22日、

放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループが6月16日と6月30日にそれぞれ開催されております。

また意見交換会といたしまして、6月18日に静岡県三島市で開催されております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(7) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○西村総務課長 ほかにはございません。

○小泉委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、7月14日木曜日、14時から開催を予定しております。

また、来週12日火曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、13日水曜日10時から「放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

それから、先週の1日金曜日は、内閣府に食品安全委員会が設置されてからちょうど8周年になります。国民の皆様には、リスク分析手法の考え方が次第に理解されつつあり、食品のリスクはゼロではないという概念が定着しつつあるように思います。

昨今、放射性物質や腸管出血性大腸菌による健康への懸念から、食の安全に対して強い関心が持たれております。食品安全委員会としましては、国民の健康の保護が最も大切という基本理念のもと、現在は放射性物質の食品健康影響評価を最優先課題として、科学的知見を収集し、中立公正な立場で審議を進めているところです。

食品安全委員会は、厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立したリスク評価機関として、今後も諮問を受けて行うリスク評価を効率的に実施していくとともに、分かりやすい情報提供やリスクコミュニケーションの推進、それから海外のリスク評価機関の連携強化も図っていき

たいと思っております。また、メールマガジンもより多くの方々に読んでいただけるよう、情報の内容の充実や、迅速な科学情報の提供に努めてまいりたいと存じますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第 389 回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。